

個人事業税のあらまし

長野県／県税事務所

個人事業税とは

個人の方が営む事業のうち、地方税法等で定められた事業（法定業種）に対して課税される税金です。現在、法定業種は下表に掲げる70の業種が該当します。納める方は長野県内に事務所や事業所を設けて、法定業種の事業を行っている個人の方です。

詳しくは「お問い合わせ先」の各県税事務所にご連絡いただくか、
右記QRコードを読み取るか、またはWebサイトから
【長野県税 個人事業税について】で検索してください。



区 分	事 業 の 種 類				税 率
第1種事業 (37業種)	物品販売業 保険業 金銭貸付業 物品貸付業 不動産貸付業 製造業 電気供給業 土石採取業 電気通信事業 運送業	運送取扱業 船舶ていけい場業 倉庫業 駐車場業 請負業 印刷業 出版業 写真業 席貸業 旅館業	料理店業 飲食店業 周旋業 代理業 仲立業 問屋業 両替業 公衆浴場業（サウナ風呂等） 演劇興行業 遊技場業	遊覧所業 商品取引業 不動産売買業 広告業 興信所業 案内業 冠婚葬祭業	5%
第2種事業 (3業種)	畜産業	水産業	薪炭製造業		4%
第3種事業 (30業種)	医業 歯科医業 薬剤師業 獣医業 弁護士業 司法書士業 行政書士業	公証人業 弁理士業 税理士業 公認会計士業 計理士業 社会保険労務士業 コンサルタント業	設計監督者業 不動産鑑定業 デザイン業 諸芸師匠業 理容業 美容業 クリーニング業	公衆浴場業（銭湯） 歯科衛生士業 歯科技工士業 測量士業 土地家屋調査士業 海事代理士業 印刷製版業	5%
	あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復 その他の医業に類する事業 装蹄師業				3%

申告書の提出は

- 1 対象の事業を行っている方は、毎年3月15日までに、県税事務所に個人事業税の申告をしてください。ただし、所得税の確定申告書を税務署に提出される方及び住民税の申告書を市町村に提出される方は県税事務所への申告書の提出は不要です。

その場合には、税務署もしくは市町村へ提出する申告書の「事業税に関する事項」欄に必ず必要事項を記入してください。

- ※ 申告書が期限内に提出されない場合や、「事業税に関する事項」欄に記載のない場合は、損失の繰越控除などの控除が適用できなくなりますのでご注意ください。
- 2 年の途中で事業をやめた方や法人となった方は、事業廃止の日から1か月以内（廃止が死亡による場合は死亡した日から4か月以内）に県税事務所へ個人事業税の申告をしてください。
- 3 事業を開始された場合もしくは、変更・廃止された場合には県税事務所への申告が必要です。（申告書の様式は県税事務所窓口に備えてあるほか、長野県公式ホームページの「県税関係様式」欄からダウンロードできます。また、右記のQRコードから電子申請を行うことができます。）

開始の場合



変更・廃止の場合



税額の計算は

前年の1月1日から12月31日までの1年間の事業から生じた所得金額を基にして計算されます。税額の計算は次のとおりです。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{事業所得金額} \\ \text{不動産所得金額} \\ \hline \text{※1} \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{青色申告} \\ \text{特別控除} \\ \text{の金額} \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{損失の} \\ \text{控除} \\ \text{金額} \\ \hline \text{※2} \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{事業主} \\ \text{控除額} \\ \hline \text{※3} \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税額} \\ \hline \end{array}$$

※税率は前掲の事業種別表内の税率です。

※1 事業所得金額、不動産所得金額

「事業所得金額」「不動産所得金額」は、収入金額から必要経費（事業専従者控除等を含む。）を差し引いたもので、その計算は概ね所得税の計算と同じ方法で行います。

所得税の青色申告特別控除の適用はありませんので、所得金額に加算します。

※2 損失の控除金額

次の損失が生じたときは、翌年以降最長3年間にわたり事業による所得金額から差し引くことができます。

- 青色申告をした方で、事業による所得が赤字になったとき
- 災害によって生じた事業用の資産の損失があったとき
- 青色申告をした方で、事業用の資産のうち土地や建物以外の機械・車両などを譲渡したために損失があったとき（ただし、白色申告をした方についても、損失の生じた年分からの控除はできます。）

※3 事業主控除額

事業主控除額は年290万円ですが、事業を年の途中で開始又は廃止した場合には、控除額が月割相当額になります。

納付の方法は

8月と11月の2回に分けて納税通知書(納付書)を送付しますので、納税通知書裏面の納付方法で納付してください。

また、口座振替の手続きをさせていただいている方については、納期限が来ますと、ご指定の預金口座から振り替えられます。

令和5年度(定期課税) 前期分納期限 8月31日(木) 後期分納期限 11月30日(木)

なお、税額が1万円以下の場合、前期に一括して納めていただくこととなります。

また、所得税の修正・更正等に基づく場合などについては、その都度課税となります。

下のQRコードを読み取るか、
またはWebサイトから
【長野県税 納付方法】で
検索してください。



口座振替による納税について

口座振替による納税をさせていただいている方には、振替後の領収書をお送りしておりません。

納税等のご確認については、お手数ですが、事前にお送りします納税通知書及び預金通帳への記帳によりお願いいたします。

振替納税を確認する書面の必要が生じた場合は、県税事務所で「口座振替確認書」を発行いたします(納税証明書としての使用はできません。)

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

納付が困難な方に対する猶予制度について

次のいずれかに該当する事実がある場合で、一時的に納税をすることにより事業の継続や生活が困難になると認められる場合、申請いただくことで1年間を限度に納税を猶予できる制度があります(猶予中の延滞金は、全額又は一部免除となります)。

- 震災、風水害、火災その他の災害等により財産を喪失した場合
- 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合
- 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

※申請の手続き、ご相談については「お問い合わせ先」の県税事務所にご相談ください。

下のQRコードを読み取るか、
またはWebサイトから
【長野県税 猶予制度】で
検索してください。



不動産貸付業とは

個人事業税における不動産貸付業とは、次の基準を満たす不動産の貸付けを行っている場合に該当となります。

貸付不動産の種類	基 準		土 地
	家 屋 (空室等を含む)		
	一戸建	一戸建以外	
住宅又は住宅用土地	10 棟以上	10 室以上	貸付契約件数が 10 件以上又は貸付総面積が 2,000 m ² 以上
非住宅又は非住宅用土地	5 棟以上	10 室以上	貸付契約件数が 10 件以上
住宅、非住宅、土地等種類の異なる貸付を併せて行っている場合	家屋の室数、棟数又は土地の貸付契約件数の合計が 10 件以上(10 件未満であっても上記のいずれかの区分による基準を満たす場合は当該区分による。)		
競技場、遊技場、集会場等	野球場、卓球場、舞蹈場、映画館等で競技、遊技、集会等のための施設を施した場所を貸付けている場合		

上記の基準を満たさない場合でも、貸付建物の総面積が600m²以上でかつ貸付建物に係る賃貸料収入が年間800万円以上の場合(事業を年の途中で開始または廃止した場合、賃貸料収入額は月割相当額)は、課税の対象となります。

個人事業者に係る応援減税のお知らせ

(年度ごと、前期分納期限までに申請が必要です。)

「障がい者の雇用応援減税」

区分	対象事業者	対象期間	減税内容
平成31年3月31日までに雇用した場合	法定雇用率達成事業所もしくは常時雇用労働者数45.4人以下の事業所	新たに障がい者を雇用した日の属する年の所得分から3年間	税額の1/2 (30万円を限度)
平成31年4月1日以降に雇用した場合 (※1)	常時雇用労働者数100人以下の事業所(※2)	新たに障がい者を雇用した日(※3)から起算して3か月を経過する日の属する年の所得分から3年間	税額の9/10 (雇用した障がい者数に応じて、50・75・100万円を限度)

(※1) 減免申請(不均一課税)をする際には、前期分の納期限前7日までに確認申請が必要です。

確認申請に係るお問い合わせ先は、県庁労働雇用課(026-235-7201)になります。

(※2) 法定雇用率が適用される事業者にあつては、法定雇用率を達成している必要があります。

(※3) 令和7年3月31日までの間に対象となる障がい者を雇用している必要があります。

「母子家庭の母・父子家庭の父の雇用応援減税」

対象事業者	対象期間	減税内容
職業紹介機関の紹介により、令和2年3月31日までの間に、新たに母子家庭の母または父子家庭の父(児童扶養手当の受給者)を雇用した個人事業者	新たに雇用した日(※4)の属する年の所得分から3年間	税額の1/2 (30万円を限度)

(※4) 平成31年4月1日以降に雇用した場合は、新たに雇用した日から起算して6か月を経過する日となります。

「消防団活動協力事業所応援減税」

要件	減税額	申請内容	申請手続	提出先
1.「消防団活動協力事業所表示制度」を導入している市町村に所在するすべての事業所が、同制度による消防団活動協力事業所に認定されていること	税額の1/2 (10万円を限度)	① 要件認定申請	前期分の納期限前7日まで	地域振興局総務管理(・環境)課
2.消防団員が2人以上であること(事業主及び常勤の役員も含む)		② 減税申請(不均一課税)	前期分の納期限まで	県税事務所
3.県内に所在するすべての事業所で、就業規則等に、消防団員が消防団活動を行うことにより、昇進、賃金、労働時間その他の処遇について事業所の他の労働者との均衡を失することのないよう適切な配慮を加える旨を定めていること				
4.青色申告書を提出する個人事業主であること				
5.性風俗関連特殊営業を営む者ではないこと				

・減税を受けるには、まず、①要件該当の認定を受け、その後、②減税申請(不均一課税)を行っていただく必要があります。

・令和6年度分までの事業税に係る所得で、要件をすべて満たすこととなった日の属するものに係る事業税が対象となります。

・要件認定に係るお問い合わせ先は、地域振興局 総務管理(・環境)課又は県庁消防課(026-235-7182)になります。

お問い合わせ先

受付時間は、土・日・祝日等を除く、午前8時30分から午後5時15分までとなります。

県税事務所	連絡先	担当区域
総合県税事務所	(026)234-9507	長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市 埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡
東信県税事務所	(0267)63-3139	上田市、小諸市、佐久市、東御市 南佐久郡、北佐久郡、小県郡
南信県税事務所	(0265)76-6807	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市 諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡
中信県税事務所	(0263)40-1908	松本市、大町市、塩尻市、安曇野市 木曽郡、東筑摩郡、北安曇郡

納税は全県税事務所(地域事務所を含む。)の窓口で可能です。